



名古屋税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

TSUBASA

～2月23日は税理士記念日です～

名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 糟谷 和彦



東区民の皆さん、東区でお仕事をなさっている皆さん、こんにちは。
2019年度から名古屋税理士会名古屋東支部の支部長を務めております糟谷和彦です。63年の歴史を持つ当支部の会員は、東区内に個人税理士正会員292名、税理士法人会員28社(2020年12月4日現在)在籍し、名古屋税理士会17支部中7番目(個人正会員数)の規模となっています。
2月23日は「税理士記念日」です。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来します。
日本税理士会連合会では、昭和41年に一部の税理士会が実施した「税理士総奉仕の日」を、昭和42年の税理士制度施行25周年を機に全国的な行事として、11月1日を「税理士総奉仕の日」と定め、全国各地で無料による税務相談を実施しました。

「税理士記念日」は、税理士の社会的活動であるこの「税理士総奉仕の日」を基盤に、記念日的性格を付与して昭和44年に税務代理士法制定日に移して制定されたものです。この記念日の意義は、税理士の社会的使命と税理士の職能の重要性の自覚を再確認するとともに、国民・納税者に対して、申告納税制度の普及と税理士制度の社会的意義を周知することにあります。
税理士は、気軽に相談できる暮らしのパートナーとして、税に関する専門知識をフルに活用して皆さんのお役に立てるよう活動し、その状況を今回お届けする広報誌「翼」に掲載していますのでご一読いただくと幸いです。どうぞ、お気軽にご相談下さい。

名義預金

「あげた」と思ったのに!!

～ 実は誰のお金? ～

子や孫にビックリ喜んでもらおうと、内緒で子や孫名義でコツコツ預金してませんか?

子や孫にあげたお金。あげた人がお亡くなりになったとき相続税のトラブルになることがあります。



「名義預金」って聞いたことありますか?

亡くなられた方とは違う名義の預金であっても亡くなられた方のものとみなされる預金を言います。

- 1 その預金のもともとのお金が亡くなられた方のものである
- 2 あげた人、もらった人の同意が無い(特にもらった人)
- 3 あげた人がその預金を管理していてもらった人が自由に使えない



これら
①②③
『すべて』に
当てはまると...

これらのすべてに当てはまると、亡くなられた方とは違う名義の預金であっても名義預金として亡くなられた方の預金となり、金額によっては相続税を納めなくてはなりません。



名義預金とされないために

- ・「贈与契約書」を作成し、署名を双方当事者がする。
- ・お金は手渡しよりも銀行間の振込みで足跡を残す。
- ・非課税範囲内であっても贈与税の申告をする。
- ・贈与された金銭及び通帳とその印鑑はもらった側が管理する。

などがありますが、形だけになってしまって①②③に当てはまってしまうと名義預金とされてしまうこともあるので注意が必要です。

次ページをご覧ください。

「名義預金になってしまいか不安だ」「名義預金にならないためのあげ方」など詳しく知りたい方は税の専門家である税理士に是非ご相談ください。当支部では相続税務相談室を設置しています。

租税教室

税金のこと、知ってもらいに私たちが行きます!

日本税理士会連合会では、税理士法に基づき、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(租税教育等)に関し必要な施策を行うこと」を事業の一つとして会則に定め、租税教育事業に取り組んでいます。名古屋税理士会では社会貢献活動の一環として、また税理士を皆様にとって頂く機会の一つとして「租税教室」を開催しています。

小学校 中学校 高等学校 専門学校

名古屋税理士会名古屋東支部では主に東区等の小学校、中学校、高等学校等へ税理士を派遣し税金に関する授業を行っています。内容は、税金の仕組み、税金の種類、税金の必要性および日本の財政にまで及びます。難しそうな内容ですが、小学生から社会人までそれぞれに分かりやすく説明しています。「租税教室」を機に税金と税理士を身近に感じて頂きたいと思っております。



小学校	
筒井小学校	令和2年12月17日
山吹小学校	令和3年1月14日
矢田小学校	令和3年1月21日
富士見台小学校	令和3年2月10日
中学校	
矢田中学校	令和2年9月25日
桜丘中学校	令和2年11月17日
名古屋中学校	令和2年12月17日・18日
高等学校	
名古屋高校	令和3年1月20日
愛知商業高校	令和3年2月5日
専門学校	
ミス・パリエステティック専門学校	令和2年10月15日

無料税務相談会



令和2年11月11日・12日、イオンナゴヤドーム前店において「税を考える週間」の一環として「税理士による無料税務相談会」を行いました。2日間で30名のご相談を受けました。今年も同様の時期に開催予定です。ご来場をお待ちしています。



名古屋東税務相談所のご案内

帳簿のつけ方がわからない! 所得税・消費税の確定申告はどうしたらいいの?

- 指導対象者**
- 税理士または税理士法人関与のない方
 - 事業所得者、不動産所得者及び雑所得者(年金受給者を除く)
 - 前年分所得金額(専従者控除又は青色特典控除前)300万円以下の方
 - 上記の方が消費税の課税事業者の場合、基準期間の課税売上高3,000万円以下の方
- (注)上記の方でも譲渡所得(少額)の総合課税所得を除くことができる方は、譲渡所得に関する相談については対象外です。
- 指導内容と料金**
- 帳簿の作成指導、決算書及び申告書の作成指導 年額 30,000円(税込)
 - 消費税等の相談及び申告書の作成指導 年額 15,000円(税込)
 - その他(記帳代行、決算・申告書等の作成他) 別途料金



名古屋税理士会 名古屋東支部 事務局
 名古屋市中区徳川1丁目15番30号 名古屋リザンビル3階
 ※市バス東区平田町下車が便利です。
 ☎ 052-935-5439 月~金 10:00~16:00

相続税務相談室のご案内

うちの相続は税金がかかるのかな? 相続税について教えて!

相続税や贈与税の計算の仕組み、一般的な財産の評価の方法や債務の取扱いなど、わかりにならないことについて「無料」で相談をお引き受けします。事務局までお問い合わせください。

ただし、次の事項にご留意下さい。

- ①税理士が関与されていない方を対象とします。
- ②個別具体的な相談・業務のご依頼に移行する場合は「有料」となります。(例:具体的な財産の評価や税金の計算、申告書の作成、または生前の相続税対策など)
- ③相続財産の分割に関するトラブルなど民法上の相談には応じられません。

なごやかまつり・ひがし

名古屋まつりの時期に建中寺公園にて毎年開催されている「なごやかまつり・ひがし」に当支部は出展していますが令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となってしまいました。区民の皆さんと触れ合える楽しい機会ですので、開催できる世の中になることを願っています。



編集後記

今年も「翼」をお届けしました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。去年のvol.15を発行してからこの一年、新型コロナウイルスによって生活が一変してしまいました。私ども皆様と接する機会である「なごやかまつり・ひがし」を失い大変寂しい思いをしました。皆様とこの苦境を乗り越え笑顔でお会いできますようお祈りするとともに「税」の面からバックアップしていきます。お困りごとがあるときはお気軽にご相談ください。「翼」は地域に根差したコミュニティの重要性を再認識しようとの想いから発刊しています。この広報誌が私ども税理士とみなさまとの架け橋となれば幸いです。

令和3年2月
 編集責任者 宇佐美 貞幸
 編集委員長 佐藤 昌哉
 編集委員 片山 映理子
 編集委員 草野 晃司
 編集委員 林 一伸